

頂きたかつた。第三章において上部権力の推移を説くに詳しく、社会下層の動向を説くに疎であるやうに思われる。

ともあれ本書の公刊により、近世史研究家は問題の所在を確かめ得るとともに、歴史研究の方法についても亦示唆される所少しとしないであらう。重ねて著者の研鑽に敬意を表するとともに、あまねく同学の方々に本書をお薦めしたいと思う。(一九五二年六月東京有斐閣発行、B6版三五〇円)三吉希

仁井田陞著

## 中国法制史

中国社会の把握は、それぞれの場における個々の事象として把える限り、真の歴史を確然と提示し得ない。広い世界史の連関に於いてこれを眺め、中国社会の不断の動きを見極める必要がある。とは言ふものの、実はその動的把握ということは、甚だ困難な事柄である。例えばローマ法にしても、ナポレオン法典にしても、今日のヨーロッパ社会を組成する系列の上に結実したものととして、社会構成

書評と紹介

と共に相互連関して考究されているが、東洋における法制的研究の場合、過去の法制史は歴代法典の単なる解説にすぎぬ傾向が強く、その法が中国社会そのものに如何なる法的効果を顕現したかという点には十分なる考慮が払われなかつた。換言すればあまりにも権威主義的な旧中国の強圧の下に、身動きのとれぬ東縛を感ずる為か、とかくその方面の研究に真正面からぶつかることを困難ならしめ、又ともすればそれを忌避したがる傾向さえあつたのである。この中にあつて敢然とその茨の道に挺身されたのが、本書の著者である仁井田博士であつた。

博士は昭和三年東大を卒業後、主として中国法制史の研究に専念され、東洋文化研究所にあつて先づ昭和八年「唐令拾遺」を著わされた。唐代の律令は中国における異彩であるのみならず、近隣諸國に大きな影響を与えたものであるが、唐律の流伝に対して、唐令が殆んど伝わらなかつたのを、夥多の典籍より遺文を集積して、漸くその遺影を見出し得たのは、貴重な学界への貢献であつた。故にそれによる学士院恩賜賞受賞の榮は、試に当然

のことであつた。その後続いて、「唐宋法律文書の研究」「支那身分法史」「東洋的社会倫理の性格」等の優れた著作と共に、「中國農村社会と家長権威」(近代中国の社会と經濟所収)「中国社会の封建とフェューダリズム」(東洋文化五号所収)以下多くの諸論文を発表され、専ら中国の法制的研究に力を注がれたが、尚深く中国社会の内部まで解剖のメスを加えられんとする博士は、現在の我が國における中国法制史の第一人者と目しても過言ではなからう。

この博士の努力の結果が「中国法制史」である。本書は博士自らもその序に言われる如く、如上の諸研究の要点を各章に配置された著者従来の研究の總決算である。故に勿論この書が岩波全書という叢書の制約によつて、尚書き足りぬ憾はあるにしても、現在吾々の見得る中国法制史の概説書としては、学界の最高水準を示すものと言ひ得るのである。しかも本書が独自の重みを持つ所以は、中国法制史の名を冠しているけれども、決してただ外形上の法制そのものだけの羅列に終らず、その基礎となつた社会道德倫理、經濟

九三

的諸要素にまで刻明に探求された所にある。ここに於て吾々は、最近の東洋学における社会経済的研究の偉大なる進歩がその基礎づけをなし、之を効果的ならしめたことを知らねばならない。本書ではその到達し得た業績を駆使して全十五章にわたり、東洋社会の法制史を体系づけている。以下本書の内容を各章にわたつて紹介すべきであるが、個々の章節の批判紹介は、結局博士の諸論考についてのそれにもなるもので、到底私のごとき浅学の為し得る所のものでない。従つて今はその概略を挙げ、二三の希望を述べるに留めたいと思う。

先ず第一章緒言、及び第二章序説に於ては、中国における法の性格、その法を成立させた社会基盤、及びその法理解の態度を表明される。中国の法とは、韓非の法家説に現わされる如く、人民の管理支配の手段であり、強権発動としての規制であり、ヨーロッパに見られる様な神聖なものとしての、そして人民の為に、人民の手による法とはならなかつた。さればこそ、この法に対する輕蔑が支配的である旧中国にあつての法の適応状態、法

の実効力を改めて問題とせねばならない。又吾々は道徳意識、宗教意識とも不可分離的に存在するすべての社会規範に與深く存する強い現実の規律力を知つて、所謂東洋の社会の規範意識と、東洋的専制の成立基盤を認識すべきである。次いで第三章に法典編纂を叙べ、以下具体的な法制の解明に入る。ところで一般に法の種別を公法私法に分けた場合、前者には行政法、刑法、訴訟法が挙げられ、後者には民法、商法等が入るのであるが、本書もその順序に従つて、第四章に刑法、第五章裁判、第六章調停和解と公法若しくはそれに関連あるものを叙述される。また第十章人法以下、第十一章戸籍制度、第十二章宗族法と親族法、第十三章家族法、第十四章土地法、第十五章取引法等はいづれも私法的性格を持つており、その中でも特に力点を家族法以下土地法取引法に注がれて、詳細にその紙幅の半ばをさいて叙述され、博士の努力の精華が誠に精彩を放つているのを見出すのである。これに対し、両部分に挟まれた第七章身分制度（特に奴隸）、第八章「封建」とフェーダリズム、第九章都市及びギルドは、言わば法支配の下における人民のあり方、それも前近代的な旧中国社会の中に処して来た人民の歴史の究明であると云えるだろう。かく見ると本書がともかく一貫した組織の下に見事に体系づけられた中国法制史の集大成であることに氣付くであらう。さればと言つて尚吾々の欲望も果てしない。例えば博士が「東洋の法の地位は、西洋の法との対比によつて測定することが出来る」とのべて、折にふれローマ法ゲルマン法をはじめ、インド朝鮮日本などの諸法典を引用されるが、ただその形式上の同一型を言うだけでなく、その相異点がどこに現れるかをはずきりと掴みたい。即ちヨーロッパの諸法にそれぞれ時代的意義がある如く、対比された中国法にも歴史の意義を認め得る様に引用の仕方に一層の考慮を期待する。そのことは亦中国法における歴代法典の列挙にも当てはまる。唐律、金律や、元典章、明清律等が隨所に縦横に引かれるが、間々時代錯誤に陥るが如き感を持つ。なるべし法制の史的發展として把握出来る様にしたい。また次に古代に成立した儒教倫理が少くともその社会を全的に規制したとは言

えないとしても、一側面を分担して道德意識  
 社会意識に作用したことは否定出来ない。し  
 かしその儒教にあつて漢代儒学と宋学とが同  
 じく權威主義の基礎づけになつても、同じ次  
 元に置き同じ仕方で作したとは言えないで  
 ある。勿論博士は論理的過程に於て兩者に  
 差のあつたことを認められる(一五五頁)。古  
 代奴隸制社会にあつて貴族階級の權威確立を  
 擁護した古代儒学が、唐宋の変革過程を経る  
 に際しては、また新たな韃いを以つて立ち  
 現れてくる。そこに朱子に見る宋学の立場、  
 或は陸子の教学が大きくクローズアップされ  
 る。この場合、宋学が唯社会の安定化をねら  
 つただけのものだろうか。もつと社会の、ま  
 た農村の内部からの欲求にこたえんとするも  
 のが見られたのではなからうか。そこに正式  
 の法的機関や法制とは別個に人民と關係を持  
 つてくる朱子の呂氏郷約や王陽明の郷約等の  
 存在の意義をより深く追求する要がある様に  
 思われる。また唐宋に至り奴隸の生産から農  
 奴制生産へ移行し、この農奴「佃戸層」には奴  
 隸からの身分向上も加わるといふが(一三八  
 頁)、その奴隸解放過程即ち農奴制の成立を

後の雇工等との関連に於て、史的変遷をより  
 詳しく示して頂きたかつた。更に小さな事で  
 あろうが、博士が「宗祠、族田、族譜等をも  
 つた大がかりな同族結集は、一面官僚的地主  
 (官戸)ののびる足であり、他面結合的に  
 も経済的にも極めて不安定性の上におかれた  
 農民が、生きるための自己擁護の結合——裏  
 返していえば宋代以後の大地主制のもつ自己  
 矛盾の一つの解決手段であつた(一九一頁)  
 と言われる点には、私も同感を禁じ得ない。  
 しかしその結合が主として華中華南に多く、  
 清水盛光氏が「南方支那の地方的特色をなす」  
 (支那家族の構造、二四七頁)とまで言われ  
 る程なれば、より社会的経済的不安定にあつ  
 たと考えられる華北を如何に解釈すべきであ  
 ろうか。ここで華北の現われ方をも対比して  
 頂きたいと思う。

以上いささか妄言を敢てした点、汗顔の至  
 りであるが、改めて本書を通観する時、吾々  
 はそこから博士のやむにやまれる激しい氣魄  
 を感ずるのである。本書は問題の基本的なも  
 のとして、すべての權威主義全体——つまり  
 東洋的専制として提起された課題そのものを

追求するという大きな目標を持つ。しかもそ  
 の課題が中国の変革化を推進し、すべての伝  
 統的權威の批判の上に新しい規範体系を構築  
 すること——東洋的社会における自由の課題  
 を解剖するための努力であると言へる。また  
 それが「変質過程を現実、この現在に持つ  
 東洋」の学問を進める上の要請であり、暗い  
 伝統的權威主義の社会における法制史が、如  
 何なる基盤より出来上つているかを知ること  
 によつて、中国の歩みを把握し、現在の吾々  
 の支える歴史的視点を見出さしめんとする。  
 博士は魯迅の「阿Q正伝」に見る「阿Q的性  
 格」をもつて本書の必然性を提示する。即ち  
 阿Qを通して中国に頑強に残存する奴隸性を  
 えぐり出す。阿Qの自虐的精神、その上に成  
 り立つ便乗主義、しかも最後に逮捕され銃殺  
 されたことに対して村内の輿論が、唯一人の  
 異議もなく阿Qを悪いものにしたこと、その  
 理由が「銃殺されたことが既に悪かつた証拠  
 」だという意識、これが尚中国に根強く残存  
 する前近代的意識である。しかも尚、その意  
 識が決して他山の石でない。吾々が今日自己  
 の社会の内に身近かにひしひしと感ずるので

ある。一九五二・五・一の事件に際して、法の尊敬を説くに熱心な新聞が、官憲に逮捕され幼児を背負つて引かれゆく一女性の写真を載せて、「その証拠には搜索、ガウムを言わずかけた手錠がすべてを物語っている」という説明（歴史学研究、一五八、遠山茂樹氏所論）の根底にある意識と、何と相似たものであるうか。東洋社会における奴隸の性格、前近代的意識の頑強な残存である。これが吾々今日の悲しい現実である。故にこそ中国のこの苦悩も決して対岸と火として見すごされない。本書の内にこそ吾々に内省の資を与えんという博士の悲願があふれ出ているものではないなからうか。本書は凡そ法制史家、中国史研究者のみならず、東洋社会を知らんとするものの必読書であると信ずる（昭和二十六年六月、岩波書店発行、岩波全書、三三三頁、三二〇円）——間野潜龍

L. Timmerman,  
DAS EUPENER LAND UND  
SEINE GRÜNLANDWIRTSCHAFT

(Im Selbstverlag des Geographischen  
Instituts der Universität Bonn, 1951)

イギリスをはじめデンマークからスウェーデン

・ポルトガルにかけて、湿潤な大西洋気候地域の北岸を帯のように分布している牧地の美しい生垣景観 (Heckenlandschaft) は、資本主義的な純粋牧畜経営の発達している西欧独自の風景の一つである。虫喰鳥やつぐみ等のさえずる声さえ聞えるカシヤや白華の繁みが、広い牧場や採草地をはつきりと線劃して、所有権を明示している景観は、西欧における農対近代化の具象的なメルクマールでもある。夏季、風夜をわかつ放牧される家畜群を激しい陽光や風雨から保護することも出来るこの生垣に対して、西欧ではその周辺部の微気候学的調査さえ行われている。このような景観を背景として、如何なる牧地経営 (Grünländwirtschaft) が行われているか。その具体例の一つとしてのオイベン地方の農村生活を取扱つたのが本論文である。

ヨーロッパ農村は地理的に二つのタイプに大別される。一つは麦作経営を主とする集村地域であり、もう一つは牧地経営に重きをおく散村地域である。ウエストフアリアー・フランドルと続くライン下流の散居牧畜地域が、中世以来、伝統的な集村地域のヨーロッパ史

に対して、たえずユニークな刺戟を授けかけながら、独自の途を歩んだことは周知の史実である。ここで述べられるオイベン地域は、この後者に属している事を附言しておく。

	山羊	羊	豚	牛	馬
1914年	204	354	4743	18644	575
1941年	26	279	2551	18728	573
1941年	—	0.23	3.63	171.7	8.8
密度					

羊・山羊等が集約的に飼育されており、パター・チーズ等の生産も大規模に行われている。総利用地面九一〇六haのうち、九八%の八九三haが牧地に利用されている（一九三二年）。それを経営規模別にみると別表のとくである。このうち二ha以下の零細経営者は牧畜以外の工業・手工業に副業を求めているが、漸次その比率は減少している。いちじくらしい特色は大農がすくなく、例え大農が存してもその土地は一〇〜二〇ha毎に分割されて小作に貸与されていて、中農層が圧倒的な